

## 第782回三沢市農業委員会総会議事録

1. 開会の日時 令和3年1月11日(火) 午後1時30分
2. 閉会の日時 令和3年1月11日(火) 午後2時00分
3. 開催の場所 三沢市役所 別館4階 第1研修室
  
4. 出席した委員(番号1から14)及び推進委員(番号15から20)の氏名
  - 1 佐々木 和枝      2 立崎 京子      3 月館 啓三
  - 4 川嶋 敏明      5 一戸 実      6 門上 牧夫
  - 7 新堂 政登      8 千葉 準一      9 中村 均
  - 10 北澤 邦彦      11 浦田 秀人      12 種市 廣
  - 13 宮古 久光      14 古田 武信      15 赤沼 成人
  - 16 沼山 英明      17 葛巻 広行      18 田面木 優
  - 19 月館 操      20 駒澤 慎
  
5. 欠席した委員及び推進委員の氏名  
なし
  
6. 会議の事務に従事した職員の職氏名
  - 参 与・・・局 長 小島 一人  
次 長 山本 誠  
係 長 小比類巻 浩
  
  - 会議書記・・・主 事 熊野 健太
  
7. 議 案
  - 【議案第1号】農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請について
  - 【議案第2号】農用地利用集積計画の作成に係る利用権貸借の要請について
  - 【議案第3号】農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について
  - 【議案第4号】農地転用許可申請に係る意見について
  - 【議案第5号】農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について
  - 【議案第6号】特定農地貸付けの承認について

## 議事の概要

事務局

ただ今より、令和3年12月28日に招集通知をいたしました、三沢市農業委員会、第782回総会を開会いたします。

本日出席の委員数は全14名となっておりますが、三沢市農業委員会会議規則第8条第1項の規定する定員数には達しているため、本日の会議は成立いたしますことをご報告いたします。また、推進委員につきましては、全6名の出席となっております。それでは、お手元の次第に基づいて進めさせていただきます。始めに、新堂会長よりご挨拶をお願いいたします。

会 長

委員の皆様、新年あけましておめでとうございます。

本日もまた、御多忙のところ、第782回総会に御出席いただきまして誠にありがとうございます。

新しい年を迎えまして、今年1年は本当に良い年となるよう祈念いたしまして、皆さんと共に委員会活動に邁進してまいりたいと存じます。本年もどうぞよろしく願い申し上げます。

さて、昨年末の報道によりますと全国の田畑の面積が、前年より2万3千ヘクタールの減少、最大の面積があった1961年との比較では173万7千ヘクタールも減少しているとのこと。要因につきましては様々あるとは思われますが「農地を守り有効利用を促す業務」を担う我々といたしましては大変注目される事項であり、これらを注視しながら、他の課題とともに業務に当たっていただきたいと考えております。

本年は、コロナの影響で2年間滞った各種大会等も開催されるものと思っております。皆様にはまた色々ご協力を賜りますが、どうか健康には留意しながらの活動をお願い申し上げ、本年最初の挨拶とさせていただきます。

事務局

ありがとうございました。

それでは三沢市農業委員会会議規則第5条の規定により、議長は会

長が務めることとなっておりますので、以降の議事の進行は新堂会長にお願いいたします。

会 長            それでは、議事の進行役として、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。

議 長            議事録署名者を議長が指名することに、ご異議ございませんか。

異 議    な    し

議 長            ご異議なしと認め、5番 一戸 実 君、15番 宮古 久光 君を指名いたします。

                  参与・書記には、参事兼事務局長ほか職員を任命いたします。

                  次に会期の決定を行います。

                  お諮りいたします。総会の会期は本日一日限りとすることに、ご異議ございませんか。

異 議    な    し

議 長            ご異議なしと認め、総会の会期は、本日一日限りと決定いたします。議案審議に入る前に、報告事項がありますので参事兼事務局長から報告願います。

局 長            それでは2ページをお開き願います。

                  報告第1号のうち、初めに12月10日から1月11日までに行いました主な業務についてご報告いたします。

                  1月6日に、第782回総会の議案検討会を開催しております。

                  本日、第782回総会を開催しております。

                  次に、12月の事務処理状況についてご報告いたします。

                  3条の3第1項、相続の届出は7件で、13万7,764平米でした。

                  転用につきましては、5条の案件が2件の1,924平米でした。

                  貸借の解約は5件で、4万323平米でした。

                  内容につきましては、報告第2号で説明させていただきます。

                  ここまでの合計は14件で、18万11平米となっております。

                  次に、利用権設定等促進事業の利用権設定が5件で、田、1万7,475平米、畑、2万1,452平米、所有権移転が1件で、畑、5,417平米でした。

                  農地中間管理事業につきましては、10年設定が21件で、田が10

万86平米、畑が3,968平米でした。

続きまして、1月12日から2月10日までの主な業務計画についてご説明いたします。

1月14日に、農業の第三者継承推進フォーラムが青森市で予定され事務局より出席予定です。

1月20日に、令和3年度第3回上十三地区農業委員会連絡協議会会長・事務局長会議が十和田市で予定され、会長と私が出席予定です。

2月7日に、第783回総会の議案検討会を予定しております。

2月10日に、第783回総会を予定しております。

次に、3ページをお開き願います。

報告第2号、農地の貸借の解約に係る通知についてご説明いたします。

番号1は、字淋代平の田2筆、合計5,852平米で、貸借契約を解約し、借受人を変更するものです。

番号2は、字淋代平の田1筆、2,922平米で、貸借契約を解約し、借受人を変更するものです。

番号3は、字早稲田の畑1筆、雑種地1筆の合計6,118平米で、農地利用状況調査にて非農地と判定されたため貸借契約を解約するものです。

番号4は、字戸崎の田3筆、合計8,887平米で、貸借契約を解約し、借受人を変更するものです。

番号5は、字堀口の田2筆、合計1万6,544平米で、貸借契約を解約し、農地中間管理事業へ移行するものです。

なお、解約前の契約内容は表に記載のとおりでございます。

私からの報告は以上でございます。

議長

それでは、これより議案の審議に入りますが、会議での発言は三沢市農業委員会会議規則第9条第2項の規定により、議長の許可を受けてから発言することになっておりますのでご協力願います。

それでは議案第1号、農用地利用集積計画の作成に係る所有権移転の要請を議題とします。

議長

事務局より説明願います。

事務局

それでは5ページをお開き願います。

議案第1号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、売買の案件に関してご説明します。

利用権設定の種類等は表のとおりであり、件数は3件です。

所有権の移転について番号1谷地頭の畑1筆、1,442㎡を基盤法の売買による所有権移転です。

価格は10aあたり65万円、総額93万7,300円になります。

場所は道の駅みさわから北に約500mにあります。

番号2字淋代平の田7筆、22,510㎡を基盤法の売買による所有権移転です。

価格は10aあたり35万円、総額787万8,500円になります。

場所は淋代集落から北西に1km および西に600m に位置しています。

番号3字淋代平の田2筆、4,523㎡を基盤法の売買による所有権移転です。

価格は10aあたり30万円、総額135万6,950円になります。

場所は住友化学から北東に約1.4km に位置しています。

現地確認につきましては種市委員、北澤委員、駒沢推進委員同行のもと、完了しています。

以上です。

議長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

中村委員 番号2の移転の時期が令和3年になっているが令和4年の間違いか？

事務局 そのとおりです。失礼しました。

議長 他にありますか。

質 疑 な し

議長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり三沢市長に対し要請いたします。

議長 次に、議案第2号農用地利用集積計画の作成に係る利用権賃借の要請について議題とします。事務局より説明願います。

事務局

それでは7ページをお開き願います。

議案第2号農用地利用集積計画の作成に係る要請について、貸借の案件に関してご説明します。

利用権設定の種類等は表のとおりであり、件数は4件です。

今回の申請は全て経営所得安定対策交付金、通称「経安」に向けた申請です。

番号1字庭構の田4筆、11,402㎡、賃貸借権を10年間の新規設定です。

場所は六川目集落から西600mに位置しています。

番号2字戸崎の田3筆、8,887㎡、賃貸借権を10年間の新規設定です。

場所は三沢市清掃センターから東に500mに位置しています。

番号3字堀口の田2筆、6,313㎡、賃貸借権を1年間の新規設定です。

場所は堀口中学校から南西200mに位置しています。

番号4字淋代平の田1筆、3,787㎡、賃貸借権を10年間の新規設定です。

場所は根井集落から南に400mに位置しています。

現地確認につきましては種市委員、北澤委員、駒澤推進委員同行のもと、完了しています。

以上です。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

北澤委員

資料内の単位が平方メートルとアールで混在しているので統一した方が良くはないか。

事務局

次回からそのようにします。

議 長

他にありますか。

質 疑 な し

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり三沢市長に対し要請いたします。

議 長 次に、議案3号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定について議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは9ページをお開き願います。  
議案第3号農地中間管理事業に係る農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。今回は件数が多いため、詳細な説明は省略させていただきます。

番号1から17まで、宇戸崎から字堀口までの田と畑56筆、168,705㎡を10年間の賃貸借権及び使用貸借権設定です。場所については別添地図をご覧ください。今回は戸崎地区から字堀口までの地域が対象となります。

現地確認について種市委員、北澤委員、駒沢推進委員同行のもと、確認済みです。

以上です。

議 長 これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長 質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第3号は原案のとおり決定し、三沢市長に対し報告いたします。

議 長 次に、議案第4号農地転用許可申請に係る意見について議題とします。事務局より説明願います。

事務局 それでは17ページをお開きください。  
議案第4号農地転用許可申請に係る意見についてご説明いたします。  
最初に4条申請の番号1について、議案第4号資料①と合わせてご覧ください。  
申請人は、春日台4丁目の農地所有適格化法人です。  
対象となる土地は、春日台4丁目の畑、1筆の685㎡です。  
転用目的は、補強型パイプハウス倉庫1棟の建設です。1棟の建築

面積は164.60㎡です

場所は、三沢駅から南南西へ1.1kmに位置し、周辺は、住宅、農地が混在する地域です。

農地区分は、第1種農地ではありますが、既存集落に接した場所であることや代替地の検討もされており、不許可の例外で認められます。

この補強型パイプハウス倉庫は、既に建設済であり、8月の農地パトロールで発見し、指導した上での申請となります。

申請者からの顛末書も添付されております。

周辺農地への対策については、生活雑排水は使用がないため問題ありません。雨水については、敷地内で浸透処理するため、周辺農地への影響はないと考えます。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響及び事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。

現地確認については、種市委員・北澤委員・駒澤推進委員により、完了しております。

続いて18ページをお開き願います。

5条転用申請の番号1について、議案第4号資料②と合わせてご覧ください。

対象となる土地は、古間木3丁目の畑、1筆の220㎡です。

譲渡人は、古間木1丁目の農業の方です。

譲受人は、古間木1丁目の会社員兼農業の方です。

場所は、三沢駅から北西へ1.1kmに位置し、周辺は、住宅、農地が混在する地域です。

農地区分は、第1種農地ではありますが、既存集落に接した場所であることや代替地の検討もされており、不許可の例外で認められます。

権利区分については、所有権移転となります。

転用目的は、農機具等を置く駐車場としての利用するためです。

事業費は、総額206万6千円で、全額自己資金での対応となります。

周辺農地への対策として、雨水排水については、南側の農地に水が流れないように、盛土し敷地内で浸透処理するため、周辺農地への影響はないと考えます。

以上のことから、土地利用計画からみた事業規模の妥当性、周辺農地への影響及び事業実施の確実性から、許可相当と判断されます。



現地確認については、種市委員・北澤委員・駒澤推進委員により、完了しております。  
以上であります。

議 長   これより質疑に入ります。質疑ございませぬか。

古田委員                                   提出された顛末書とは？

事務局                                   違反転用経緯を示した書類です。

議 長                                   他にありますか。

#### 質 疑 な し

議 長                                   質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第4号は委員会の意見を付して、青森県知事に送付いたします。

議 長                                   次に、議案第5号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定について議題とします。番号1の審議にあたり、農業委員会等に関する法律 第31条第1項の規定による議事参与の制限に、9番 中村 均 君 が該当しますので、審議が終了するまで 一時退席願います。

#### 《中村委員一時退席》

議 長                                   事務局より説明願います。

事務局                                   それでは19ページをお開きください。  
議案第5号農地の利用状況調査に基づく農地・非農地の判定についてご説明いたします。  
始めに、番号1場所は、宇淋代平の細谷工業団地と細谷町内の間にある田です。面積は、1, 0 0 1 m<sup>2</sup>です。  
当該地は8月実施した農地パトロール3班の調査において、現況が雑木林となっており再生利用が困難な農地としてB分類の判定となりましたので、農地法第2条第1項に規定する「農

地及び採草放牧地に該当しない」にあたるため、非農地と判定するものであります。

以上となります。よろしく申し上げます。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第5号番号1は、原案のとおり承認することに決定いたします。

審議が終了しましたので、9番 中村 均 君 の出席を認めます。

《中村委員復帰》

議 長

続いて、番号2から12の審議に入ります。  
事務局より説明願います。

事務局

それでは、番号2から12までご説明いたします。

番号2から10番の場所は番号1番と同じ字淋代平の細谷工業団地と細谷町内の間にある田の9筆です。

面積については、記載されているとおりです。

当該地は8月実施した農地パトロール3班の調査において、現況が雑木林及び山林となっており、今後再生利用が困難な農地としてB分類の判定となりましたので、農地法第2条第1項に規定する「農地及び採草放牧地に該当しない」にあたるため、非農地と判定するものであります。

続いて番号11は、字早稲田の小川原湖畔沿いの根井沼付近にある田です。面積は115㎡です。

当該地は8月実施した農地パトロール1班の調査において、現況が雑木林となっており再生利用が困難な農地としてB分類の判定となりましたので、農地法第2条第1項に規定する「農地及び採草放牧地に該当しない」にあたるため、非農地と判定するものであります。

最後に番号12は、場所は春日台3丁目で大聖寺より南東に約100mにある土地です。登記が山林、農地台帳は畑で登録されており、面積は87㎡です。

当該地は、現況が公衆用道路として利用されていることから、再生利用が困難な農地としてB分類の判定となりましたので、農地法第2条第1項に規定する「農地及び採草放牧地に該当しない」にあたるため、非農地と判定するものであります。

現地確認は、種市委員、北澤委員、駒澤推進委員同行のもと12月28日に確認しております。

今月の非農地判定した筆数は12筆、面積合計14,954㎡であります。

以上となります。よろしく申し上げます。

議 長

これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長

質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第5号番号2から12は原案の通り承認することに決定いたします。

議 長

次に、議案第6号特定農地貸付けの承認について議題とします。事務局より説明願います。

事務局

それでは20ページをお開き願います。  
議案第6号特定農地貸付けの承認申請についてです。  
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律第3条第1項の規定に基づき、農業委員会の承認を求めるものであります。  
特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律については、別添資料として、お手元に文面をご用意しておりますので、ご確認ください。

簡潔にご説明いたしますと、特定農地貸付けとは、市民農園の開設を促進することを目的にしたものであり、地方公共団体や農業協同組合等又はこれら以外で市町村との間で貸付け協定

を締結しているものが、営利を目的としない農作物の栽培のために、小面積を短期間で貸付ける場合には、農地法等の特例に該当し、農地法第3条第1項の許可が不要になるというものです。

それを踏まえて、議案をご説明いたします。

番号1、南山の田1筆7,457㎡のうち、3,976㎡を賃貸借により権利を設定し、市民農園を開設するものです。

貸し人は三沢市の農家、借り受けるのは三沢市です。

借り受けた三沢市が、1区画当たりの面積は約30㎡、総区画数85区画を、農地を所有しない市民に貸し出します。

土地の所有者と三沢市間の貸借期間は、令和4年4月1日から令和4年11月30日までです。

該当農地は市道に面した農用地区域内に位置し、同法律施行令で定められた、1区画の面積が1,000㎡未満、貸付期間5年以内という条件を満たしており、利用者の募集についても一般に広く募り、公開で抽選会をしております。

法律に定められた書類も事務局で確認しており、承認に必要な要件を全て満たしていると思われまます。

現地確認は 種市委員・北澤委員・駒澤推進委員 同行のもと完了しています。

以上です。

議 長                                   これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

質 疑 な し

議 長                                   質疑がないので、ご異議なしと認め、議案第6号は原案の通り承認することに決定いたします。

《全議案終了》

議 長                                   以上で、全議案の審議は終了となりましたので、三沢市農業委員会第782回総会を閉会いたします。

皆様のご協力、ありがとうございました。

以上、農業委員会等に関する法律第27号の規定により議事録を作製し、三沢市農業委員会 会議規則第13条の規定により、ここに署名する。

三沢市農業委員会会長

議事録署名者 番

議事録署名者 番